

第 7 章

資料編

資料1 計画策定の経過

【平成29年度】

月日	会議名等	内容
10月11日	部内会議	策定方針（報告）
10月25日	市議会建設経済委員会	策定方針（報告）
11月21日	第2回環境対策委員会	策定方針（報告）
1月25日	第1回庁内策定検討委員会 第1回庁内策定作業部会	策定の方向性について（検討）
2月23日	第3回環境対策委員会	策定の方向性について（協議）
3月19日	第2回庁内策定作業部会	第1章～第3章（検討）

【平成30年度】

月日	会議名等	内容
4月27日	第3回庁内策定作業部会	第1章～第3章（検討）
5月17日	第4回庁内策定作業部会	第1章～第6章（検討）
5月21日	袋井商工会議所役員会議	策定方針（報告）
5月24日	第2回庁内策定検討委員会	第1章～第3章（検討）
5月30日	浅羽町商工会理事会	策定方針（報告）
6月20日	第5回庁内策定作業部会	第1章～第6章（検討）
6月26日	第3回庁内策定検討委員会	第1章～第6章（検討）
7月10日	第1回環境対策委員会	第1章～第6章（協議）
7月19日	第4回庁内策定検討委員会 第6回庁内策定作業部会	第1章～第6章（検討）
8月2日	第5回庁内策定検討委員会 第7回庁内策定作業部会	第1章～第6章（検討）
9月18日	市議会建設経済委員会	第1章～第7章（検討）
9月28日	市議会全員協議会	第1章～第7章（検討）
10月1日 ～10月30日	パブリックコメント	第1章～第7章（検討）
10月22日	市民環境ネットふくろい運営会議	第1章～第7章（検討）
11月6日	第8回庁内策定作業部会	第1章～第7章（検討）
11月12日	第6回庁内策定検討委員会	第1章～第7章（検討）
11月16日	第2回環境対策委員会	第1章～第7章（検討）
12月19日	第7回庁内策定検討委員会 第9回庁内策定作業部会	第1章～第7章（検討）
1月24日	市議会建設経済委員会	第1章～第7章（検討）

資料2 各種委員会 名簿

(平成31年3月 策定時)

【環境対策委員名簿】(正副委員長以下50音順 敬称略)

役職	氏名	備考
委員長	鈴木雪春	事業所
副委員長	宮地竜郎	学識経験者
委員	青山哲郎	学識経験者
委員	市川 剛	環境美化指導員
委員	稲葉ゆり子	関係団体
委員	笠井直也	事業所
委員	窪野清美	公募
委員	杉本 尚	関係団体
委員	鳥居活男	公募
委員	丸野和之	関係団体
委員	森 智子	関係団体
委員	守屋 哲	学識経験者
委員	山田敏明	自治会連合会

計13人(男性10人、女性3人)

【庁内策定検討委員会】

〈委員会〉

部課名	役 職	氏 名
産業環境部	部 長	神 谷 正 祐
企画政策課	課 長	藤 田 佳 三
財 政 課	課 長	小久江恵一
産業政策課	課 長	村 田 雅 俊
農 政 課	課 長	羽 蚬 安
都市計画課	課 長	石 田 和 也
都市整備課	課 長	八 木 順 一
建 設 課	課 長	土 屋 吉 徳
下水道課	課 長	内 山 政 志
学校教育課	課 長	平 野 邦 孝
おいしい給食課	課 長	川 村 佳 典
広域行政組合事務局	事務局長	山田儀一郎
協働まちづくり課	課 長	安 形 恵 子
すこやか子ども課	課 長	乗 松 里 好
生涯学習課	課 長	杉 山 明 子

〈作業部会〉

部課名	室・係名	役職	氏名
環境政策課		課 長	本多芳勝
企画政策課	企 画 係	補佐兼係長	近藤光信
財 政 課	契約管財係	統括係長	三 倉 功
産業政策課	産業振興室	室 長	大澤勇人
農 政 課	農業振興係	補佐兼係長	鈴木賢和
都市計画課	まちづくり計画室	補佐兼室長	清水修二
都市整備課	公園緑地係	係 長	廣岡由記
建 設 課	管 理 係	係 長	平井義恭
下水道課	管 理 係	統括係長	村田理美
学校教育課	指 導 係	補佐兼係長	平野貴久
おいしい給食課	おいしい給食推進係	係 長	杉山資治
広域行政組合事務局	総 務 係	主幹兼係長	伊藤浩一

〈事務局〉

部課名	室・係名	役職	氏名
環境政策課	環境衛生係	補佐兼係長	戸塚建司
	環境企画係	主幹兼係長	大村美穂
	環境企画係	副 主 任	林 将希

資料3 第1期計画の詳細結果

第1期環境基本計画では、計画の実効性を高めるため、個別目標ごとに環境指標（数値目標）を定め進行管理を行っております。環境指標の数値目標の達成状況については、達成割合に応じ、4段階（A：達成率100%、B：達成率80～99%、C：達成率50～79%、D：達成率50%未満）で評価し、A及びB評価を「実施できている指標」、C及びD評価を「取組の努力が必要な指標」と定めております。

◆基本目標Ⅰ 自然環境の保全

個別目標	実施できている指標：12項目		取組の努力が必要な指標：5項目	
森林の保全と適正管理	保安林の面積	B		
	間伐実施面積	A		
海岸の環境の保全			グリーンウェーブ松林管理保全活動参加者数	C
			グリーンウェーブ松林管理保全活動実施回数	C
			浅羽海岸クリーン作戦参加者数	C
河川・農地の保全	河川愛護活動団体数	A	エコファーマー認定数	D
	河川愛護活動実施回数	A	遊休農地面積	C
	河川愛護活動の協定締結団体数	A		
	環境に配慮した川づくり整備延長	B		
	農地流動化面積	A		
	地域ぐるみで取り組む農地等の保全面積	A		
	地域ぐるみで取り組む農地等の保全団体数	A		
野生動植物の保護と生育地の保全	市内に生息する希少動植物の種類	A		
	鳥獣保護区面積	A		
	猟銃禁止区域面積	A		

◆基本目標Ⅱ 生活環境の保全・改善

個別目標	実施できている指標：16項目		取組の努力が必要な指標：2項目	
環境保全のための監視及び対策	公害苦情件数	A		
	環境保全協定締結事業所数	B		
大気汚染・悪臭対策の推進	大気汚染苦情件数	A	悪臭苦情件数(畜産)	C
	市役所における低公害車導入台数	A		
	悪臭苦情件数	A		
	悪臭苦情件数(畜産以外)	A		
騒音・振動対策の推進	騒音苦情件数	A		
	振動苦情件数	A		
水質汚濁対策の推進	河川BOD環境基準達成地点(類型指定)	A	水質汚濁件数	D
	河川BOD環境基準達成地点(類型無指定)	B		
	汚水処理人口普及率	B		
	汚水衛生処理率	A		
	合併浄化槽設置事業費補助金助成件数	B		
有害化学物質対策の推進	ダイオキシン類(河川底質)環境基準達成率	A		
	工場排水水質分析環境基準達成率	B		
	工場排水水質分析環境基準達成地点数	B		

◆基本目標Ⅲ 快適な環境の創造

個別目標	実施できている指標：19項目		取組の努力が必要な指標：2項目	
緑化の推進	都市公園整備面積	B	市民1人あたりの都市公園面積(住区基幹公園)	D
	都市公園数	B		
	市民1人あたりの都市公園面積	B		
	花工場花苗配布数	B		
	生垣づくり補助金助成件数	B		
人と自然とのふれあいの場の創出・活用	静岡県グリーンバンクの種子と球根の配布団体数	B		
	自然と親しめる空間を確保した公園整備面積	A		
	自然と親しめる空間を確保した公園数	A		
	ウォーキングコース数	A		
不法投棄対策・環境美化の推進	観光ウォーキングコース数	A		
	不法投棄廃棄物処理台数	A	環境美化運動の延べ参加者数	C
	ふくろい遠州の花火クリーンアップ作戦参加者数	B		
	ふくろい遠州の花火クリーンアップごみの回収量	B		
自然景観の保全・創造	道路愛護活動の協定締結団体数	A		
	景観形成が図られた地区の数	B		
	景観形成が図られた地区の面積	B		
歴史・文化的資源の保全・活用	眺望地点、景観重要建造物、景観重要樹木の指定	A		
	史跡件数	A		
	天然記念物件数	A		

◆基本目標Ⅳ 循環型社会の構築

個別目標	実施できている指標：16項目		取組の努力が必要な指標：6項目	
ごみの減量・再資源化の推進	1人1日当たりの家庭ごみの排出量	A	年間資源リサイクル率	C
	レジ袋有料化実施店舗数	B	古紙等資源集団回収事業による回収量	C
	マイバッグ持参率	B	廃食用油回収量(一般家庭)	C
	生ごみ処理機等設置台数	B		
	古紙等資源集団回収事業奨励交付団体数	A		
	スラグ入り舗装	B		
	環境教育の実施(ごみの教室、施設見学)	A		
水資源の有効利用推進	給水普及率(上水道+簡易水道)	A	市道における雨水浸透性舗装面積	C
	有収率	B		
	雨水貯留施設設置事業補助金助成件数	B		
バイオマスの利用推進	地下水採取量	A		
	バイオマス利用率	A	廃食用油からのBDF精製量	C
グリーン購入・地産地消の推進	BDF使用車両台数	B	刈草・剪定枝の回収量(資源化)	C
	市役所本庁舎内でのグリーン購入調達率	A		
	主要10品目市内産野菜使用重量割合	A		
	農産物直売所数	A		

◆基本目標Ⅴ 地球環境の保全

個別目標	実施できている指標：10項目		取組の努力が必要な指標：4項目	
地球温暖化防止対策の推進	ISO14001・エコアクション21認証事業所数	B	我が社の1エコ宣言事業所数	C
	市施設における温室効果ガス排出量	A		
	市全域における温室効果ガス排出量（総量）	A		
省エネルギーの推進	「ふじのくにエコチャレンジ事業」に参加して削減したCO ₂ の量	A	グリーンカーテン実施公共施設数	C
	市公共施設のLED照明への更新	A		
	市内電力使用量	A		
	市民一人あたりの電気使用量	B		
新エネルギーの利用推進	新エネルギー機器導入促進奨励金交付件数（合計）	B	新エネルギー機器導入促進奨励金交付件数（住宅用太陽光）	C
	市内の太陽光発電契約件数	A	太陽光発電等クリーンエネルギー導入公共施設数	C
	市内の太陽光発電受給電力量（売電量）	A		

◆基本目標Ⅵ 環境保全意識の高揚

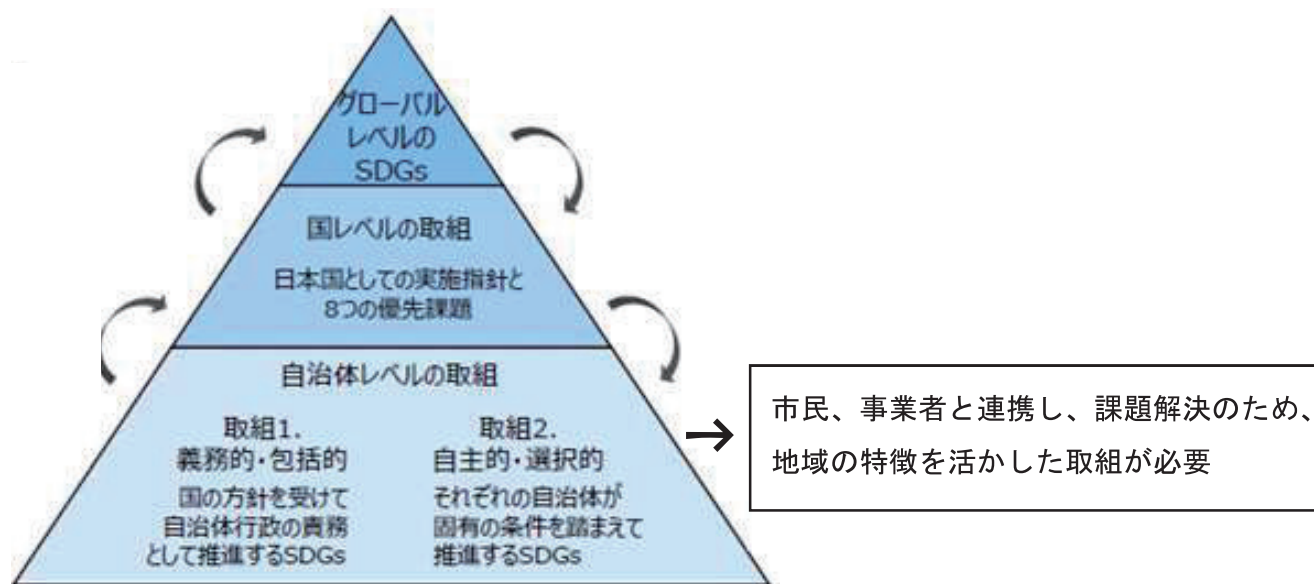
個別目標	実施できている指標：4項目		取組の努力が必要な指標：4項目	
環境教育・環境学習の推進	アース・キッズ事業の取組児童数	B	アース・キッズ事業の取組学校数	C
	出前講座（環境教育・環境学習）実施件数	A		
	環境講演会・観察教室等への参加人数	A		
市民との協働による環境保全活動の推進	環境に関連した市民団体数	A	協働まちづくりセンター「ふらっと」に登録の環境に関連した市民団体数	C
環境情報の提供・活用			環境情報ホームページアクセス数	C
事業者の環境保全活動の支援			エコフェスタ等環境イベント参加事業所数	D

資料4 S D G s と自治体行政

1 自治体がS D G sに取り組む背景と必要性

S D G s は全世界が 2030 年に向けて達成すべきグローバルレベルの目標（ゴール）であり、17 のゴール達成に向けて、各国は各々の背景をふまえながら政策を展開し、日本においても、優先課題を定め取り組んでおります。

自治体行政では、市民生活に最も密着した行政組織であり、市民や事業者との連携がしやすいことから、S D G s 達成に向け、それぞれの地域の特徴を活かした施策を打ち出し、市民、事業者とのパートナーシップにより取り組むことが、必要とされております。



2 自治体がS D G sに取り組むことの主なメリット

◆環境・経済・社会の統合による相乗効果の創出

S D G s では、経済、社会、環境政策の統合的な解決を目指しており、3 者が互いに対立軸として位置付けるのではなく、関係部局、関係団体等が互いに連携や調整を行いながら効率的に施策を講じることができれば、一つの施策で様々な分野に対して複数の効果をもたらすことが可能です。

例として、環境配慮型住宅の普及推進により、環境負荷の低減や、光熱費の削減による経済的な便益、住まい手の健康状態の改善をもたらし、住宅関連産業の活性化にもつながります。

◆パートナーシップの強化

S D G s の達成のためには、様々な関係者と連携をとりながら、それぞれの役割を分担し、緊密なパートナーシップの下で施策を講じていく必要があります。そのため市民や企業や、他の自治体等との協働による施策を通じて、関係者間のパートナーシップの強化が図れます。

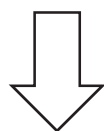
3 本計画におけるSDGsの取組

本計画では、SDGsの17のゴールの中から、本計画に特に関連のある10のゴールを選定し（p7）、それらのゴール達成を考慮し、社会情勢の動向、市民意識調査、第1期計画の評価等から、本市における課題を洗い出し、課題解決のため必要な取組（5つの基本目標 12つの個別目標 2つの協働重点プロジェクト）を定めております。

また、世界共通の言語であるSDGsを本市の個別目標（p57～）や協働重点プロジェクト（p87～）にアイコン表記することで、市の取組と国や世界の取組のつながりを分かりやすくしております。



・関連する10のゴールを選定



- ・SDGsのゴール達成を考慮し、取組に反映
- ・世界や国の取組と市の取組とのつながりを分かりやすくするため、本計画の、個別目標や協働重点プロジェクトにアイコン表記

【アイコン表記の例】

【基本目標Ⅰ】
自然共生社会の構築

個別目標①
森林保全と緑化の推進



協働重点プロジェクト1
「可燃ごみ削減プロジェクト」



資料5 袋井市まちを美しくする条例

平成18年6月30日

条例第23号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 自然環境の保全

第1節 自然環境の保全（第8条—第10条）

第2節 緑化の推進（第11条—第14条）

第3章 生活環境の保全

第1節 投棄等の禁止（第15条—第25条）

第2節 空き地の適正管理（第26条・第27条）

第3節 水環境の保全（第28条—第31条）

第4節 大気環境の保全（第32条）

第5節 悪臭等の防止（第33条—第35条）

第6節 公害の防止（第36条—第38条）

第7節 環境美化重点地域の指定（第39条）

第4章 環境教育及び環境学習の推進

第1節 環境教育及び環境学習の推進（第40条・第41条）

第2節 環境情報の収集及び提供（第42条・第43条）

第5章 環境対策に係る組織の整備及び促進（第44条）

第6章 国、県及び他の地方公共団体との協力（第45条）

第7章 地球環境の保全に関する国際協力の推進（第46条）

第8章 雑則（第47条—第49条）

附則

袋井市は、豊かに広がる田園地帯と美しい茶畑、さらには太田川、原野谷川、また、南には遠州灘と、美しい自然環境に恵まれており、私たちは、この美しい自然環境を市民共有の財産として日々の生活を営んでいる。

しかしながら、今日の発展を支えてきた事業活動や利便性を追求した生活の営みは、資源やエネルギーを大量に消費し、私たちの社会を取り巻く環境に多大な負荷を与え、さらには、美しい自然環境を脅かす要因の1つとなっている。

また、今日の環境問題は、袋井市だけの問題にとどまらず、地球温暖化、オゾン層の破壊、森林の破壊、野生生物種の減少等、地球規模の問題となっている。

美しい自然環境と、住みよい生活環境の保全は、私たち市民共通の願いであり、健康を支えるものである。

これらのかけがえのない環境を将来の世代に引き継ぐために、市、市民及び事業者が日常生活の中で環境問題に関心をもち、それぞれの役割を認識し、行動していくことが大切である。

今こそ私たちは、人間にとって真の豊かな生活とは何かを真剣に考え、人と自然が共生することができる健全で豊かな環境を保全するとともに、社会経済活動による環境への負荷を低減し、すべての者が一体となって環境にやさしい社会を創出していかなければならない。

そのような願いと決意を込めて、美しく住みよいまちづくりを推進し、また、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境の保全及び創造のため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来のすべての市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）良好な環境 市民が健康な心身を保持し、快適な文化生活を営むことができる自然環境及び生活環境をいう。

- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 自然環境 自然の生態系をめぐる土地、大気、水及び動植物を一体として総合的にとらえたものをいう。
- (4) 生活環境 人の生活に係る環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に被害が生ずることをいう。
- (6) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境は、市民全体の共有財産であり、この環境を守り、将来の世代に引き継いでいかなければならない。

2 良好な環境を将来の世代に引き継ぐために、市、市民及び事業者がそれぞれの役割分担の下に環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めるとともに、良好な環境の保全及び創造のために必要な施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境に関する意識を高め、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、良好な環境の保全及び創造のため、地域において協力し合い、環境保全活動に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境を破壊することのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において自ら環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力するよう努めなければならない。

(年次報告書)

第7条 市長は、毎年度、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 自然環境の保全

第1節 自然環境の保全

(自然環境の保全)

第8条 市、市民及び事業者は、自然環境の恵みを将来の世代に引き継ぐことができるよう、自然に生息する動植物を大切にするとともに、河川、海岸、農地、森林等の環境保全機能の維持増進に努めなければならない。

(自然との触れ合い)

第9条 市は、人と自然が共生することの大切さを啓発するとともに、自然と触れ合うための機会の提供に努めなければならない。

(自然生態系の調査等)

第10条 市は、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、市内の動植物等自然生態系の状況を把握するとともに、必要に応じて調査を実施するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、動植物等自然生態系の保全の必要があると認める地域を自然生態系保全地域として指定し、自然生態系の保全に関する施策を重点的に実施することができる。

第2節 緑化の推進

(市の緑化推進)

第11条 市は、その管理する道路、公園、河川その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）において、その周辺の景観との調和に考慮し、花及び樹木の植栽を行う等緑化の推進に努めなければならない。

(市民の緑化推進)

第12条 市民は、自らの住居における緑化の推進に努めるとともに、地域における緑化の推進に協力するよう努めなければならない。

（事業者の緑化推進）

第13条 事業者は、事業所内の自然緑地の確保に努めるとともに、緑化の推進に努めなければならない。
（花及び樹木の管理）

第14条 市民及び事業者は、公共の場所の花及び樹木の管理について協力するよう努めなければならない。

第3章 生活環境の保全

第1節 投棄等の禁止

（清潔の保持）

第15条 何人も、公共の場所の清潔保持に努めなければならない。

2 何人も、公共の場所において、空き缶、空きびん、プラスチック容器、たばこの吸い殻、チューイングガムのかみかす、犬等のふんその他の廃棄物を投棄してはならない。

3 何人も、公共の場所において、落書きを行ってはならない。

4 土地、建物又は工作物の所有者、占有者又は管理者は、当該土地、建物又は工作物及びそれらの周囲を清潔に保持する等適切に管理し、地域の環境美化に努めなければならない。

（不法投棄された廃棄物等の調査等）

第16条 市長は、不法投棄した者又は落書きをした者（以下「不法投棄した者等」という。）を確認するため、不法投棄された廃棄物等又は落書きの状況を調査することができる。

2 市長は、前項の調査の結果を所轄の警察署長に通報することができる。

3 市長は、不法投棄された廃棄物等の処分又は落書きの消去に要した費用を不法投棄した者等に請求することができる。

（原状回復命令等）

第17条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、不法投棄した者等を確認したときは、当該不法投棄した者等に対し、期限を定め原状回復その他必要な措置を講ずるよう命令することができる。

2 市長は、前項の規定による原状回復命令に従わなかった者について、その事実を公表することができる。

（容器入り飲料等を販売をする者の責務）

第18条 容器入りの飲料及び食品を販売する者（自動販売機の設置者を含む。この条において同じ。）

は、消費者に対し廃棄物の投棄の防止に関する意識の啓発に努めなければならない。

2 容器入りの飲料及び食品を販売する者は、販売する場所に空き缶、空きびん、ペットボトル等の回収容器を設置し、及び管理する等これらの散乱を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前項の回収容器を設置した者は、空き缶、ペットボトル等の再資源化に努めなければならない。

（喫煙者の責務）

第19条 何人も、公共の場所において喫煙する場合は、灰皿等のたばこの吸い殻を収納する容器が設置されている場所で喫煙するよう努めなければならない。ただし、たばこの吸い殻を入れる目的とした専用の携帯用容器を携行し、これを使用する場合は、この限りでない。

（犬及び猫の飼い主の責務）

第20条 飼い犬及び飼い猫の所有者又は管理者は、当該飼い犬及び飼い猫が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所において排せつしたふんを放置してはならない。

（指導）

第21条 市長は、前3条の規定に違反した者に対し、必要な指導をすることができる。

（自動車等の所有者等の責務）

第22条 道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する自動車、原動機付自転車及び自転車（以下「自動車等」という。）の所有権、占有権又は使用権を現に有する者及び最後に所有した者（以下「所有者等」という。）は、公共の場所に自動車等を放置してはならない。

（放棄自動車等の調査）

第23条 市長は、公共の場所に放置されている自動車等を発見したときは、関係機関に協力を求め当該自動車等について調査し、当該自動車等が放棄自動車等であると認めるときは、当該自動車等の状況について再調査することができる。

（指導及び処分）

第24条 市長は、前条の規定により調査した結果、放棄自動車等の所有者等が判明したときは、その者に対し、期限を定めて当該自動車等を撤去するよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導後、履行期限を経過しても自動車等が放棄されているときは、当該自動車等を処分することができる。

3 市長は、前条の規定により調査した結果、自動車等の所有者等が判明できなかったときは、必要に応じ

て関係機関の立会いのもと当該自動車等を処分することができる。

- 4 市長は、前2項の規定により自動車等（自転車を除く。）を処分するときは、あらかじめ期限を定めて公告しなければならない。

（費用の徴収）

第25条 市長は、前条第2項の規定による処分に要した費用を、当該自動車等の所有者等に請求することができる。

- 2 市長は、前条第3項の規定による処分を行った後に、当該自動車等の所有者等が判明したときは、その者に対し、処分に要した費用を請求することができる。

第2節 空き地の適正管理

（適正管理）

第26条 空き地（現に人が使用していない土地をいう。以下同じ。）の所有者、占有者又は管理者（以下「空き地の所有者等」という。）は、近隣の生活環境が損なわれないよう、当該空き地を適正に管理しなければならない。

（管理指導）

第27条 市長は、前条の空き地の所有者等が空き地を適正に管理しないことにより良好な環境を阻害していると認めるときは、当該空き地の所有者等に対して、必要な指導をすることができる。

第3節 水環境の保全

（水質の保全）

第28条 市は、河川、排水路及び地下水の水質保全について必要な施策を推進するものとする。

（排水の浄化）

第29条 市民は、生活排水が水環境（現在及び将来の良好な水質、水生生物及び地下水が育まれる豊かで快適な流域の環境をいう。以下同じ。）に与える影響を認識し、生活排水の浄化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、事業所からの排水が水環境に与える影響を認識し、水質保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（指導）

第30条 市長は、市民及び事業者が前条の必要な措置を講じないときは、当該市民及び事業者に必要な指導を行うことができる。

（河川の指定及び水質目標）

第31条 市長は、河川の水質を保全する必要があると認めるときは、河川の水質調査箇所を指定し、当該調査箇所の水質目標を定めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により調査箇所を指定したときは、その名称及び水質目標を公表しなければならない。

第4節 大気環境の保全

（大気の保全）

第32条 何人も、他人の迷惑となるばい煙の発生、粉じんの飛散等を防止するよう努めなければならない。

- 2 市長は、生活環境に影響を及ぼすおそれのあるばい煙の発生、粉じんの飛散等の大気の汚染を防止するため必要な施策を推進するものとする。

第5節 悪臭等の防止

（悪臭の防止）

第33条 何人も、他人の迷惑となる悪臭を発生させないように努めなければならない。

（騒音及び振動の防止）

第34条 何人も、他人の迷惑となる騒音及び振動を発生させないように努めなければならない。

（土壌汚染の防止）

第35条 何人も、他人の迷惑となる土壌汚染を発生させないように努めなければならない。

第6節 公害の防止

（公害の防止）

第36条 事業者は、基本理念にのっとり、生活環境及び自然環境を保全するため公害の防止に努めなければならない。

（開発行為等に係る配慮）

第37条 開発行為を行う者又は建築物その他の工作物を設置する者は、周辺の生活環境及び自然環境に配慮するよう努めなければならない。

（環境保全協定の締結等）

第38条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び公害の防止のため必要と認めるときは、事業者に対して、環境保全協定の締結を求め、周辺の生活環境及び自然環境の保全を図っていくものとする。

2 市長は、環境保全協定を締結した事業者に対し、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずることができる。

第7節 環境美化重点地域の指定

(環境美化重点地域の指定)

第39条 市長は、環境美化を特に促進する必要があると認める地域を環境美化重点地域として指定し、不法投棄及びごみの散乱の防止に関する施策を重点的に実施することができる。

第4章 環境教育及び環境学習の推進

第1節 環境教育及び環境学習の推進

(環境教育及び環境学習の推進)

第40条 市は、市民が環境の保全及び創造について理解を深めるため、環境に関する教育及び学習の推進その他必要な措置を講ずるものとし、環境に関する教育及び学習が、家庭、地域、学校、職場等において有機的な連携を保ちつつ推進されるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第41条 市長は、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造に関する自発的な活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるものとする。

第2節 環境情報の収集及び提供

(情報の収集及び提供)

第42条 市は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に役立つ情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、前条に規定する市民及び事業者の自発的な活動の促進に必要な情報を適切に提供するよう努めなければならない。

(市民等の意見の施策への反映)

第43条 市は、市民及び事業者の意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映させるため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 環境対策に係る組織の整備及び促進

(環境対策委員会)

第44条 健全で豊かな環境の保全及び環境にやさしい循環型社会の創出を目指し、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査し、及び審議するため袋井市環境対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項に関すること。

(2) 環境衛生の向上に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要があると認めた事項

3 委員会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 委員会は、委員20人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 自治会連合会長

(2) 袋井市環境美化指導員

(3) 学識経験を有する者

(4) 市内事業所の代表者

(5) 関係団体の代表者

(6) 公募による者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

第6章 国、県及び他の地方公共団体との協力

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第45条 市は、環境の保全に関する広域的な取組を必要とする施策については、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第7章 地球環境の保全に関する国際協力の推進

(地球環境の保全に関する国際協力の推進)

第46条 市は、地球環境の保全について、国、県及び他の地方公共団体と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、エネルギーの有効利用、資源の再利用その他地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第8章 雑則

(立入調査等)

第47条 市長は、この条例の施行について必要があると認めるときは、指定する職員に必要な場所に立ち入らせ、調査及び指導をすることができる。

(適用上の注意)

第48条 この条例の適用に当たっては、市民、事業者等の権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

(委任)

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(環境対策委員会の任期に関する特例)

2 この条例の施行後、第44条の規定により最初に委嘱される環境対策委員会の委員の任期は、同条の規定にかかわらず、平成19年6月30日までとする。

資料6 用語解説

あ行

悪臭防止法

工場やその他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭を規制することにより、悪臭防止対策を推進し、生活環境を保全、国民の健康の保護に資することを目的とする法律。

アース・キッズ事業

小学校高学年を対象に子どもたちがリーダーとなり、家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラムのこと。地球温暖化防止のため自分たちでできることが沢山あることに気づき、地球にやさしい生活の知恵を身につけてもらうことを目的としている。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。

エコアクション 21

中小事業者等の環境への取り組みを支援するとともに、その取り組みを効果的・効率的に実施させる簡易な環境経営システム。二酸化炭素や廃棄物排出量などを把握し、省エネルギーや廃棄物の削減・リサイクルなどに取り組むことが規定されている。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のため運転技術を指す概念。主な内容は、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

温室効果ガス

大気中に微量に含まれる気体が地球から宇宙に向かって放出する熱を吸収した後、再び地表に向けて熱を放出することにより地表付近の大気を暖めることを温室効果といい、この効果をもたらす気体を温室効果ガスという。主なものは二酸化炭素、メタン、フロンなどがある。

か行

外来生物法

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の略称。外来生物による被害を防止するために、それらを「特定外来生物」等として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行うとともに、必要に応じて国や自治体が野外等の外来生物の防除を行うことを定める法律。

合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。主に公共下水道や集落排水の整備されていない地域で使用される。

環境基準

環境基準は、「環境基本法」で「大気の汚染、水質の汚濁等の環境状の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であり、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

環境保全型農業

農薬、化学肥料などの使用量の削減や、有機物を積極的に利用した土づくりなどの実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業を言う。

環境マネジメントシステム

EMS (Environmental Management System) の日本語訳で、事業活動による環境負荷の低減を目指すための環境管理の仕組みを指す。

グリーンカーテン

ツル性植物で建物の窓辺や壁面にカーテンを作る。熱エネルギーの遮断効果や葉の気孔からの水分蒸散により、日差しを和らげ室温の上昇を抑えるほか、騒音の低減効果があるといわれている。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。

グリーンバンク

静岡県グリーンバンクでは、県の助成、賛助会員からの寄付や協力を得て、緑あふれる生活環境づくりのため、苗木・種子・球根等の配布や緑化工事への支援などを行っている。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。

光化学オキシダント

自動車や工場などから排出された窒素酸化物や炭化水素が強い紫外線によって光化学反応を起こし、オゾンなどの酸化物質が生成される。

これらの物質が高い濃度になり、人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼす。強力な酸化作用を持ち、健康被害を引き起こす大気汚染物質である。

公害

事業活動等の人の活動により、広範囲にわたって人の健康や生活環境に被害を及ぼすもの。大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭が典型 7 公害といわれる。今日では、工場等が原因者であった従来の産業型公害から市民生活に起因する都市・生活型公害へと変化している。

コージェネレーションシステム

ガスを使って電気と熱を取り出し、利用するシステムのこと。ガスで発電すると同時に、廃熱を給湯や空調、蒸気などの形で有効に活用するシステムのこと。

さ行

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

雑がみ

家庭から排出される古紙類のうち、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パックのいずれの区分にも入らない紙製品全般のこと。

産業廃棄物

廃棄物処理法及び同政令によって定められた、工場・事業場等の事業活動によって発生する廃棄物のうち、建設廃材、廃油、廃プラスチック等、法令で定められた 20 種類の廃棄物のこと。

自然共生社会

人間と地球に生きるすべての生物がともに暮らすことができ、自然からの恵みを受け続けることができる社会のこと。

自然公園

自然公園法に基づき、環境大臣が指定する国立公園及び国定公園、同法に基づく条例により都道府県が指定する都道府県立自然公園の3種類の公園の総称。

臭気指数規制

人の臭覚を使ってにおいを判断し、その結果から算出された「臭気指数」を使って工場などからの悪臭の排出を規制するもの。従来は悪臭物質の濃度を機器で測定し、その濃度によって規制していた。しかし、悪臭は複数物質の存在により、においの程度が変化する可能性があり、複数物質を機器で測定するにも限度があることから、臭気指数の導入が増えている。

循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに、発生したごみは再使用・再資源化して、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

準用河川

一級河川にも二級河川にも指定されなかった河川で、市町村長が公共性の見地から重要と考え指定した河川。

小水力発電

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)」の対象では、出力1,000kw以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶ。

用水路、小河川、道路脇の側溝の水流、水道など、さまざまな水流を利用して発電を行うこと。

水質汚濁

公共用水域(河川・湖沼・港湾・沿岸海域など)の水の状態が、主に人為的な活動(工場や事業場などにおける産業活動や、家庭での日常生活ほか人間の活動すべて)によって損なわれる事や、損なわれた状態を指す。

水質階級

水質など環境の状態を示す指標生物の生息状況を調べることにより、水の汚れの程度をきれいな水(I:貧腐水性)から、大変きたない水(IV:強腐水性)までの4階級に分けたもの。

水素ステーション

燃料電池自動車の動力源である水素を製造・供給するための施設。水素を輸送して貯蔵するオフサイト型と、都市ガスを改質するなどして水素をその場で製造するオンサイト型がある。

スマートハウス

太陽光発電や蓄電池などのエネルギー機器や電化製品、住宅機器などをコントロールし、エネルギーマネジメントを行うことで、二酸化炭素排出を削減する省エネ住宅のことを指す。

スマートライフ

消費電力が削減された省エネ家電に、太陽光発電、燃料電池などの創エネ機器や蓄電池、電気自動車などの蓄エネ機器と組み合わせ、エネルギーマネジメントシステム(HEMS)で管理し、エネルギーを効率的に利用するライフスタイルのこと。

生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物などの地球上の豊かな生物種の多様性と、その遺伝子の多様性、地域ごとの生態系の多様性を包括する概念。

た行**ダイオキシン類**

有機塩素系化合物の一つ。ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの3物質がダイオキシン類として定義されている。

単独処理浄化槽

トイレの汚水だけを処理する浄化槽で、生活雑排水は未処理のまま放流される。平成13年度以降の新設は禁止されており、合併処理浄化槽への転換が求められている。

地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが、大気中に増加することによって地球の気温が上がる現象をいう。異常現象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。

地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村が作成する温室効果ガス削減のための「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)」であり、都道府県及び市町村の事務事業から排出される温室効果ガスが対象となる。

地産地消

「地場生産・地場消費」を略した言葉で、「地域でとれた生産物をその地域で消費すること」をいう。消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止されている。

低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車のほか、エンジンと電気モーターを組み合わせたハイブリッド車などが含まれる。最近では一定基準を満たした低燃費かつ低排出ガス認定者も低公害車と呼ばれる。

低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会ともいう。

特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、「外来生物法」によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴウソウなど、動物ではアライグマ、ウシガエル、カミツキガメ、オオクチバス、ブルーギル、セアカゴケグモなどがある。

な行**認定農業者(エコファーマー)**

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のことである。担い手農業者とも呼ばれ、認定を受けると、金融措置や税制措置などの支援を受けることができる。エコファーマーとも呼ばれる。

燃料電池

水素と酸素を化学反応させて、直接、電気を発電する装置。燃料となる水素は、天然ガスやメタノールを改質して作るのが一般的である。酸素は大気中から取り入れる。また、発電と同時に発生する熱も生かすことができる。

燃料電池自動車(水素自動車：FCV)

発電装置として燃料電池を搭載した自動車のこと。燃料電池では、水素と酸素を化学反応させて電気を発生させる。エネルギーの利用効率が高く、排出ガスがクリーン(燃料として水素を使う場合は、排出されるのは水のみ)である。

ノーカーデー

交通渋滞緩和、排出ガス減少を目指し、期日を決めて通勤用車の使用を控える日のこと。

は行

ばい煙

石炭など物の燃焼に伴って発生する煙と煤(すす)のこと。特に不完全燃焼によって発生する大気汚染物質のことを指す。

バイオプラスチック

植物や動物など生物に由来する再生可能な有機性資源(バイオマス)を原材料とするプラスチック。トウモロコシなどに含まれるでんぷん、間伐材に含まれるセルロースなど、さまざまな物質が用いられる。

バイオマス

動植物等の生物から作り出される有機性のエネルギー資源で、一般に化石燃料を除くものの総称。

バイオマス発電

バイオマスを燃焼したり、あるいは一度ガス化して燃焼したりして発電するしくみをバイオマス発電といい、バイオマス燃料を燃焼することでタービンを回し、発電機を動かすことで発電を行う。

廃棄物

廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚

泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形又は液状のもの、と規定されている。廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。また、処理方法の区分によって可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどにも分けられる。

ばいじん

燃料その他の物の燃焼や熱源として電気の使用に伴い発生するすすや固体粒子のこと。

光害(ひかりがい)

不適切な照明により、天体観察や動植物の生育などへ影響を及ぼす公害のこと。

微小粒子状物質(PM_{2.5})

浮遊粒子状物質より小さい粒子で、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。通常の浮遊粒子状物質よりも肺の奥まで入り込むため、ぜん息や気管支炎を起こす確率が高いといわれている。

不法投棄

廃棄物を不法に投棄すること。廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格を持つ処理業者に委託しなければならないとされている。

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が 0.01mm 以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

プラグインハイブリッド自動車(PHV)

コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッドカーであり、ガソリン車と電気自動車の長所を併せ持っている。

ま行

マイバッグ運動

レジ袋など容器包装廃棄物の発生抑制を図るため、買い物に行く際に繰り返し利用できるバッグを持参する運動。環境省などが運動を展開している。

マイクロプラスチック

大きさが5ミリメートル以下の微細なプラスチックの破片。主に、海洋を漂流するうちに細かく砕けたプラスチックゴミを指す。表面に有害物質が付着しやすく、魚などが体内に取り込み生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、世界各地でマイクロプラスチックによる海洋汚染が問題視されている。

ら行

リサイクル

廃棄物として処分される物を回収し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

リデュース

廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制すること。使い捨て製品や不要な物を購入しないこと、廃棄物を分別・減量して発生量削減に努めることである。

リバーフレンドシップ制度

市民団体が、県や市と同意書を交わした上で、ボランティアで河川の管理(草刈り、ごみ拾い、花壇づくりなど)を行う制度。

リフューズ

3Rの前段階として、ごみになる可能性のある物の受け取りを拒否することで、ごみの排出を抑制する考え方。例として、マイバッグを活用しレジ袋を断る等の取組があげられる。

リユース

使用を終えた製品を、形を変えずに他の利用法で用いること。一例として、使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」があり、その代表的なものがビールびんである。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、静岡県版は平成16年に公表された。

英数

AI

Artificial Intelligence(人工知能)の略です。コンピュータがデータを分析し、推論や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習などを行う人間の知的能力を模倣する技術を意味します。AIは、センサからの情報や画像・テキスト・音などの情報を受け取り、知的能力を備えたアルゴリズムにより、処理実行を行う。

BEMS(Building Energy Management System)

ビル等の建物内で使用する電力消費量等を計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備等の接続機器の制御や電力使用ピークを抑制・制御する機能等を有するエネルギー管理システムのこと。

BOD（生物化学的酸素要求量）

生物化学的酸素消費量とも呼ばれる最も一般的な水質指標のひとつであり、河川水や排水の汚濁の程度を示す。水中の微生物により有機物が分解されるときに消費される酸素の量で、数値が高いほど有機物による汚染が進んでいることになる。

COP21

2015年にフランスの首都パリで行われた気候変動枠組条約第21回締約国会議のこと。温室効果ガス排出量削減のための新しい枠組みである「パリ協定」が採択された。

EV（電気自動車）

EVとは、Electric Vehicleの略で、日本語では電気自動車という。近年、資源制約や環境問題への関心の高まりを背景に、電気自動車が注目を集めている。

HEMS（Home Energy Management System）

住宅のエアコンや給湯器、照明等のエネルギー消費機器、太陽光発電システムやガスコージェネレーションシステム（燃料電池等）などのエネルギー生産機器と、発電した電気等を備える蓄電池や電気自動車（EV）などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステムのこと。

ISO14001

環境マネジメントシステム（環境管理のためのしくみ）に関する国際標準規格。

IoT

Internet of Thingsの略で、日本語では「モノのインターネット」を意味します。情報通信技術の概念を指す言葉で、これまで主にパソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続していたインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品まで、さまざまな「モノ」をつなげる技術。

NPO

NPOとは、英語の（Non-Profit Organization）の略でボランティア団体や市民活動団体などの「民間の非営利組織」のこと。社会の様々な課題に対して、利益拡大のためではなく、その課題に関する使命の実現のために活動する組織であり、行政や民間では十分に対処できない問題に対する第三の原動力として注目されている。

PDCA サイクル

業務プロセス管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→点検・評価(check)→見直し(action)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

PRTR（化学物質排出移動量届出）法

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称で、平成11年7月に制定された。有害性のある化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を登録して公表する仕組み。国が事業者の報告や推計に基づき、対象化学物質の大気、水、土壌への排出量や、廃棄物に含まれる形で移動量を集計し、公表する。PRTR（化学物質排出移動量届出）制度ともいう。

SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成するために掲げた目標であり、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

3R

リデュース（Reduce：ごみの発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：ごみの再生利用）の優先順位で廃棄物の削減に努める考え方。



第2期 袋井市環境基本計画

～人と自然にやさしい環境を みんなで 創り 守り 育てるまち ふくろい～

発行日：平成31(2019)年3月 策定
発行者：袋井市役所 産業環境部 環境政策課
〒437-8666
静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1
TEL(0538)44-3135
FAX(0538)44-3185